

九州大学職員の心身の状態に関する情報の取扱規程

令和元年度九大規程第21号

制定：令和元年8月9日

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第104条第2項に基づき、九州大学（以下「本学」という。）が同法に基づき行う健康診断等の健康確保措置及び本学が任意に行う職員の健康管理活動を通じて得た職員の心身の状態に関する情報（以下「健康情報等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(心身の状態に関する情報の取扱い)

第2条 本学が保有する健康情報等は、職員の健康確保措置の実施又は安全配慮義務履行のために、適切に取り扱わなければならない。

2 健康情報等を取り扱う者は、あらかじめ職員本人の同意を得ることなく、前項で定めた利用目的の達成に必要な範囲を超えて、健康情報等を取り扱ってはならない。ただし、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第9条第2項の各号に該当する場合を除く。

(総括取扱者)

第3条 本学に、健康情報等総括取扱者（以下「総括取扱者」という。）を置き、安全衛生を担当する理事をもって充てる。

2 総括取扱者は、別に定める範囲で健康情報等を取り扱うとともに、安衛法第104条第2項に基づき健康情報等を適正に管理するため必要に応じて措置を講じる。

(副総括取扱者)

第4条 本学に、健康情報等副総括取扱者（以下「副総括取扱者」という。）を置き、キャンパスライフ・健康支援センター長をもって充てる。

2 副総括取扱者は、総括取扱者を補佐する。

(産業保健業務従事者)

第5条 本学に産業保健業務従事者を置き、九州大学総括安全衛生管理者等規程（平成16年度九大規程第59号）第7条第1項に定める事業場において産業医又は保健師の職務に従事する者をもって充てる。

2 産業保健業務従事者は、医学的知識に基づき健康情報等を取り扱う。

(主任取扱者)

第6条 本学に、健康情報等主任取扱者（以下「主任取扱者」という。）を置き、各部局長等及び事務局に置く各課又は室の長をもって充てる。

2 主任取扱者は、第7条第2項に定める事務を管理する。

(取扱者)

第7条 本学に、健康情報等取扱者（以下「取扱者」という。）を置き、事務局及び各部局事務部に於ける職員の健康管理に係る事務を担当する者をもって充てる。

2 取扱者は、別に定める範囲で健康情報等に関する事務を行う。

(健康情報等を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報等の種類)

第8条 健康情報等を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う健康情報等の種類は、別に定める。

(健康情報等を取り扱う目的等の通知方法及び本人同意の取得方法)

第9条 健康情報等を取り扱う場合には、あらかじめその利用目的及び取扱方法を本学のホームページへの掲載等により周知するものとする。

2 健康情報等は次に掲げるとおりに分類するものとし、当該情報の収集については、当該各号に定めるところによる。

(1) 安衛法により収集義務がある情報 職員本人の同意を得ずに収集することができる。

(2) 前号に定める情報以外の情報 職員本人の同意を得ることで収集することができる。なお、この規程が職員本人に周知され、かつ職員本人が当該健康情報等を本人の意思に基づき提出した場合は、職員本人の同意が得られたものとみなす。ただし、独立行政法人等個人情報保護法第4条各号に該当する場合は、本人の同意を必要としない。

(健康情報等の管理の方法)

第10条 健康情報等の取扱い及び安全の確保等に関しては、独立行政法人等個人情報保護法、独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（総務省行政管理局長通知）及び九州大学個人情報管理規程（平成16年度九大規程第160号。以下「個人情報管理規程」という。）に定めるところにより管理を行う。

(健康情報等の開示等)

第11条 健康情報等の開示、訂正等（追加及び削除を含む。）及び使用停止等（消去及び第三者への提供の停止を含む。）については、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報管理規程及び九州大学個人情報開示等取扱規程（平成16年度九大規程第161号）に定めるところにより行うものとする。

(健康情報等を第三者に提供する場合の取扱い)

第12条 健康情報等を取り扱う者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ職員本人の同意を得ることなく、健康情報等を第三者に提供してはならない。

(1) 安衛法及びその他法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、職員本人の同意を得ることが困難である場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、職員本人の同意を得ることが困難である場合

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、職員本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(健康情報等の取扱いに関する苦情の処理)

第13条 総括取扱者は、健康情報等の取扱いに関する苦情に対応するため、必要な措置を講じ、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(事務)

第14条 この規程に定める健康情報等の取扱いに関する事務は、総務部環境安全管理課が処理する。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、健康情報等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年8月9日から施行する。